

責任ある鉱物調達 調査説明会

プログラム

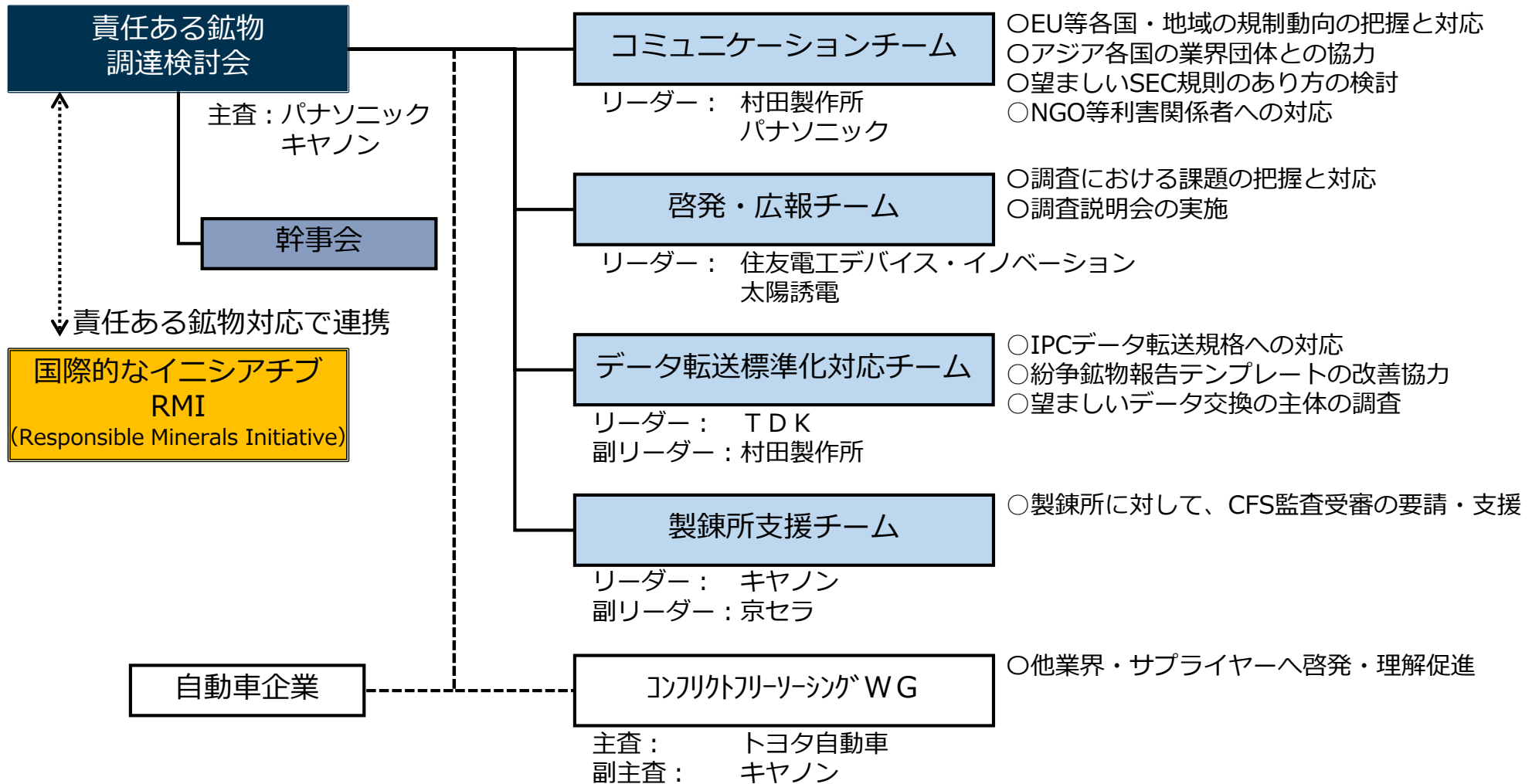
- 第1部 責任ある鉱物調達対応の背景 (約25分)
- 第2部 2018年度CMRTの書き方 (約25分)
- 第3部 コバルト調査に関して (約20分)
(CRT (コバルト報告テンプレート) の書き方)

質疑応答

2018年6月

一般社団法人電子情報技術産業協会
責任ある鉱物調達検討会

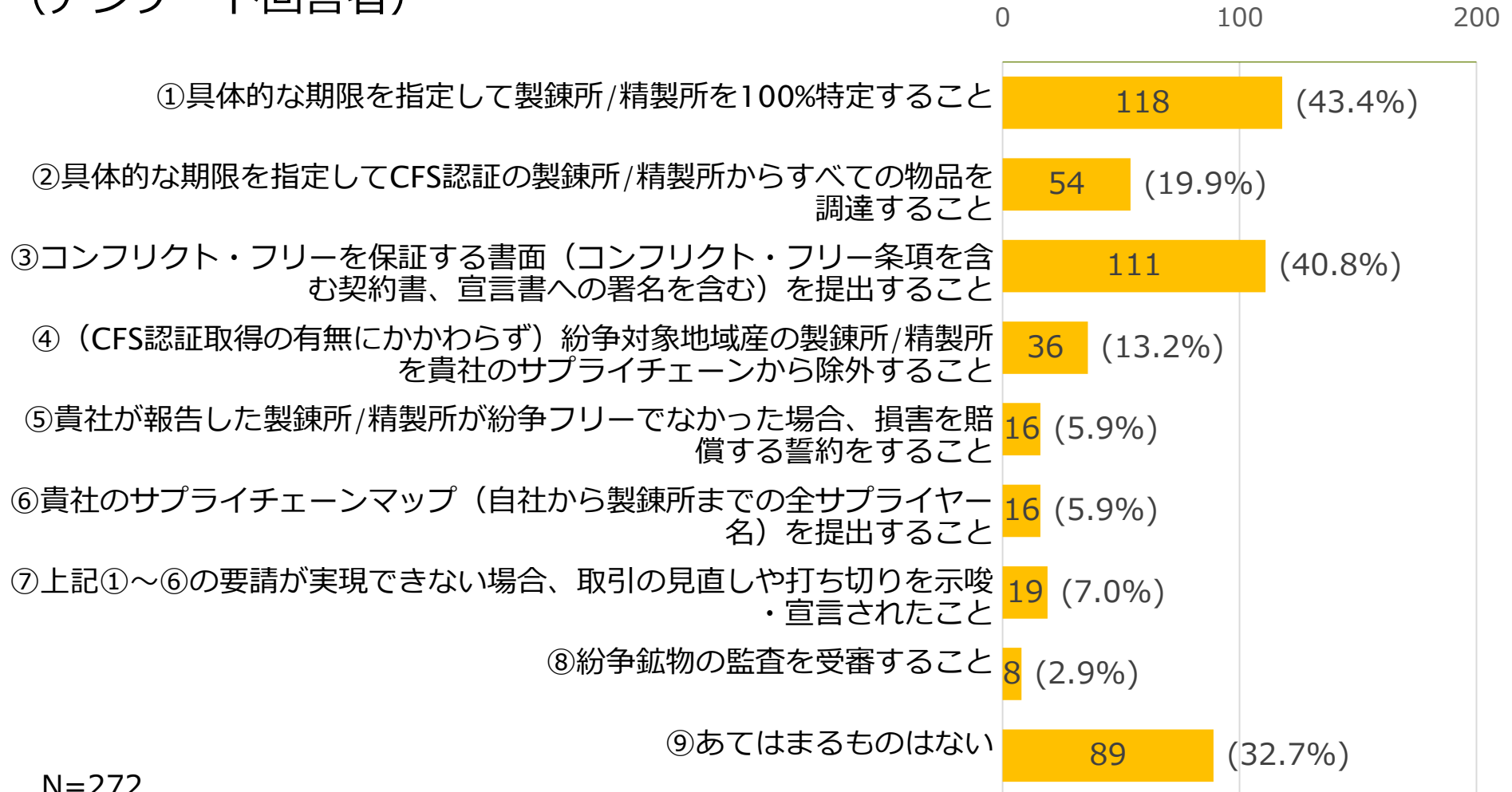
JEITAの活動



JEITAは責任ある鉱物調達を実現するため、
2011年に責任ある鉱物調達検討会を設置し活動

2017紛争鉱物調査対応アンケート調査結果

過去1年間の紛争鉱物調査について顧客企業から以下の要請を受けた数
(アンケート回答者)

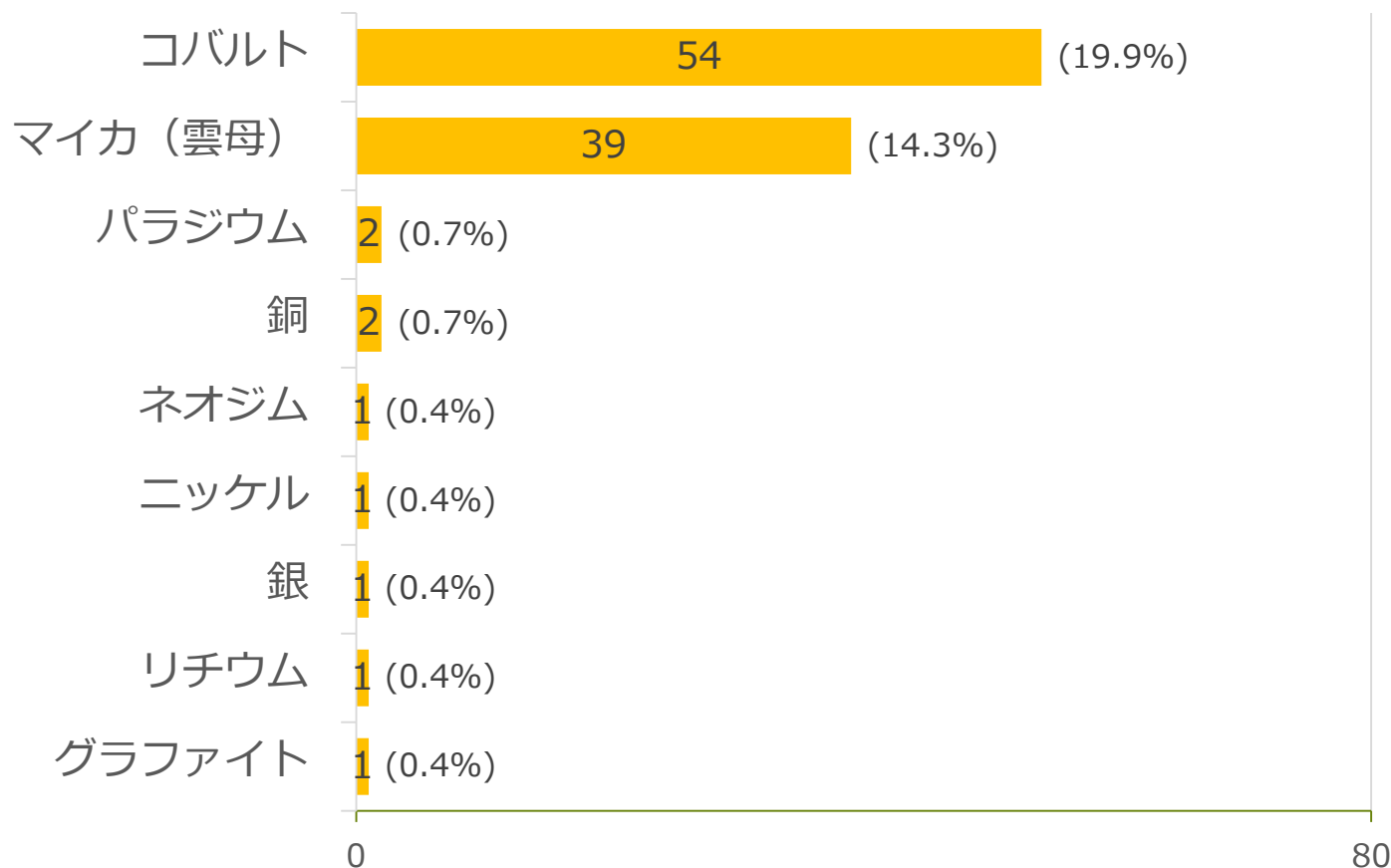


N=272

(出展) JEITA責任ある鉱物調達検討会 紛争鉱物対応に関する調査結果 (2017)

2017紛争鉱物調査対応アンケート調査結果

顧客から3TG以外の鉱物について情報提供を求められた数（アンケート回答者）



N=272

（出展）JEITA責任ある鉱物調達検討会 紛争鉱物対応に関する調査結果（2017）

責任ある鉱物調達 調査説明会

第一部 責任ある鉱物調達対応の背景

2018年6月

一般社団法人電子情報技術産業協会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

目次

- **米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査**
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

今まで（紛争鉱物調査）

3. 新たなリスク/鉱物への対応

- ・ CAHRA
- ・ OECD Annex II リスク
- ・ コバルト対応

これから

2. 紛争鉱物管理体制の確立

- ・ 対応方針の策定
- ・ デュー・ディリジェンス（DD）の実施
- ・ DDに基づく是正措置の実行

今まで

1. 使用する製錬所の明確化と報告

- ・ 自社製品に含まれる3TGの調査
- ・ 川上へのCMRTの展開
- ・ 川下への情報公開

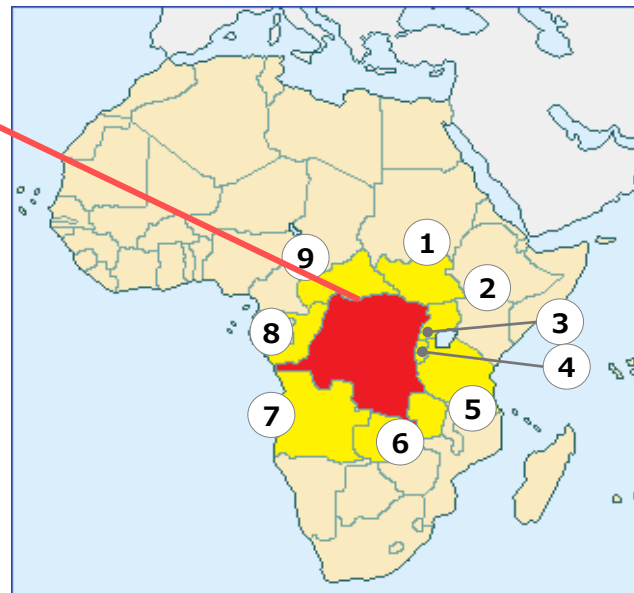
調査を通じて、責任ある鉱物調達（紛争鉱物）対応を積み重ねてきた

米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査

- **コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国**で採掘される鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されています。
- それを受けて、2010年7月に米国金融規制改革法(通称「ドッド・フランク法」) に、以下の条項が設けられました。
 - ①「**タンタル、錫、タングステン、金（3TG）**」を**紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）**と定義
 - ②法の対象となる米国上場企業は、自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、**年次で開示することを義務付けられました。**
- 川下企業の紛争鉱物調査とは、RMAP（旧CFSP）プログラムにより、**サプライチェーンを遡り製錬業者を特定し、その製錬所がこれらの地域における武装勢力の資金源となる鉱物を調達していないか確認**することです。

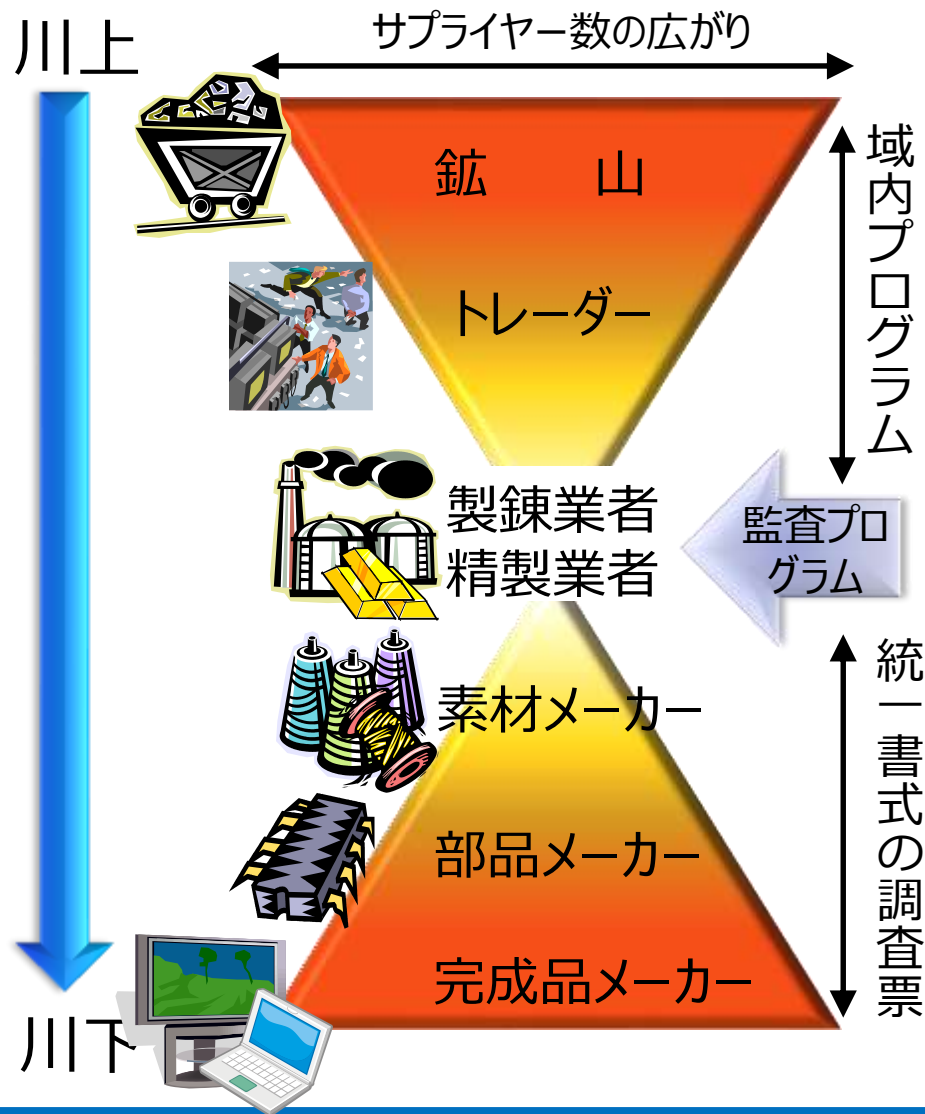
コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国

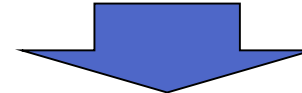


調査開始から5年を超え、要求される水準が高まっている

Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)



- ・ 個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生。



RMAPの調査手法

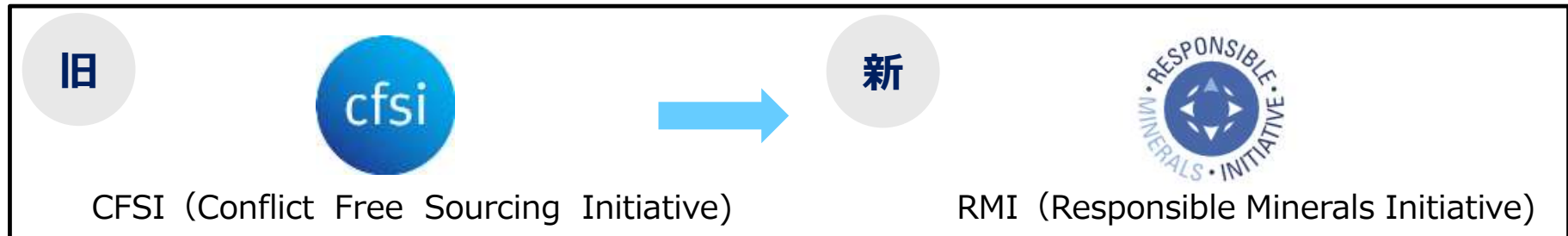
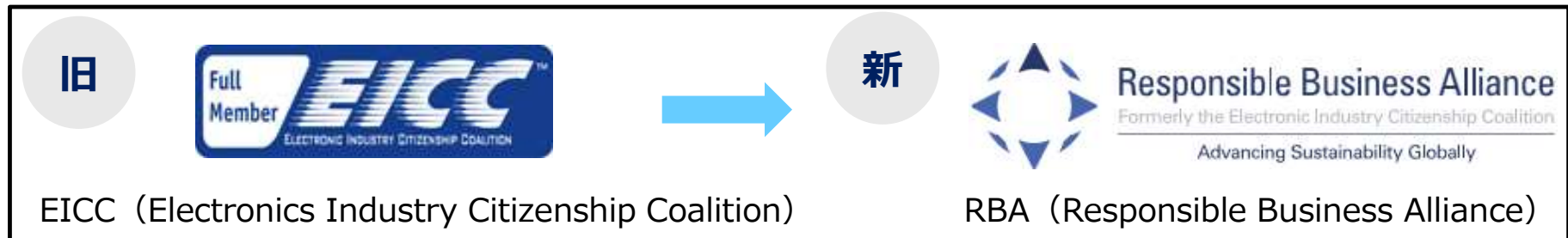
- ・ サプライチェーンを3つに分けることで、調査の効率化を図る。
- ・ 製錬業者から川上は、域内プログラムが調査実施。
- ・ サプライチェーン階層の中で少数の製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定。
- ・ 製錬業者から川下は、調査票を統一し効率化を図る。

CFSP (Conflict-Free Smelter Program : 紛争フリー製錬所プログラム)
 RMAP (Responsible Minerals Assurance Process : 責任ある鉱物保証プロセス)

従来はCFSPと呼ばれたが、DRC及び周辺国に限定しない調査プログラムに進化した。

EICC・CFSIの名称変更 (2017年10月17日~)

EICC (Electronics Industry Citizenship Coalition:電子業界CSRアライアンス)は、電子業界のみならず幅広い業界で活動を実現しており、このたび法人名を**RBA (Responsible Business Alliance)**に変更した。また、CFSI (Conflict Free Sourcing Initiative) も、DRC周辺国の紛争鉱物のみならず、世界中の幅広い鉱物を対象とするため、**RMI(Responsible Minerals Initiative)**に名称を変更した。



EICCは「RBA」に、CFSIは「RMI」に名称を変更

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- **デュー・ディリジェンス（DD）とは？**
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

デュー・ディリジェンス（DD）とは？

デュー・ディリジェンス

⇒リスク査定（サプライチェーンの透明性を確保）

⇒**サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正する活動**

OECDデュー・ディリジェンスは、その活動指針

【正式名称】

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas
OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

【目的】

企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援を目的として作成

【目的を達成するための5段階の枠組み】

ステップ1：強固な企業管理システムの構築

ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

ステップ4：独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施

ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

（出展）<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf>

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- **企業を取り巻く環境**
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

過去、世界で起きた人権問題事例

■ 米国スポーツ用品ブランドの不買運動（1997年）

米国スポーツ用品ブランドの委託するベトナムなど東南アジアの下請工場で、強制労働、児童労働、低賃金労働、長時間労働、セクシャルハラスメントの問題があることが暴露され、こうしたスウェット・ショップ（搾取工場）と取引する会社に対して米国を中心にインターネットを通じた反対キャンペーンが起き、製品の不買運動、訴訟問題にまで発展した。

（出展）ニューヨークタイムズ<https://www.nytimes.com/1997/11/08/business/nike-shoe-plant-in-vietnam-is-called-unsafe-for-workers.html>

■ バングラディッシュのビル倒壊事故（2013年）

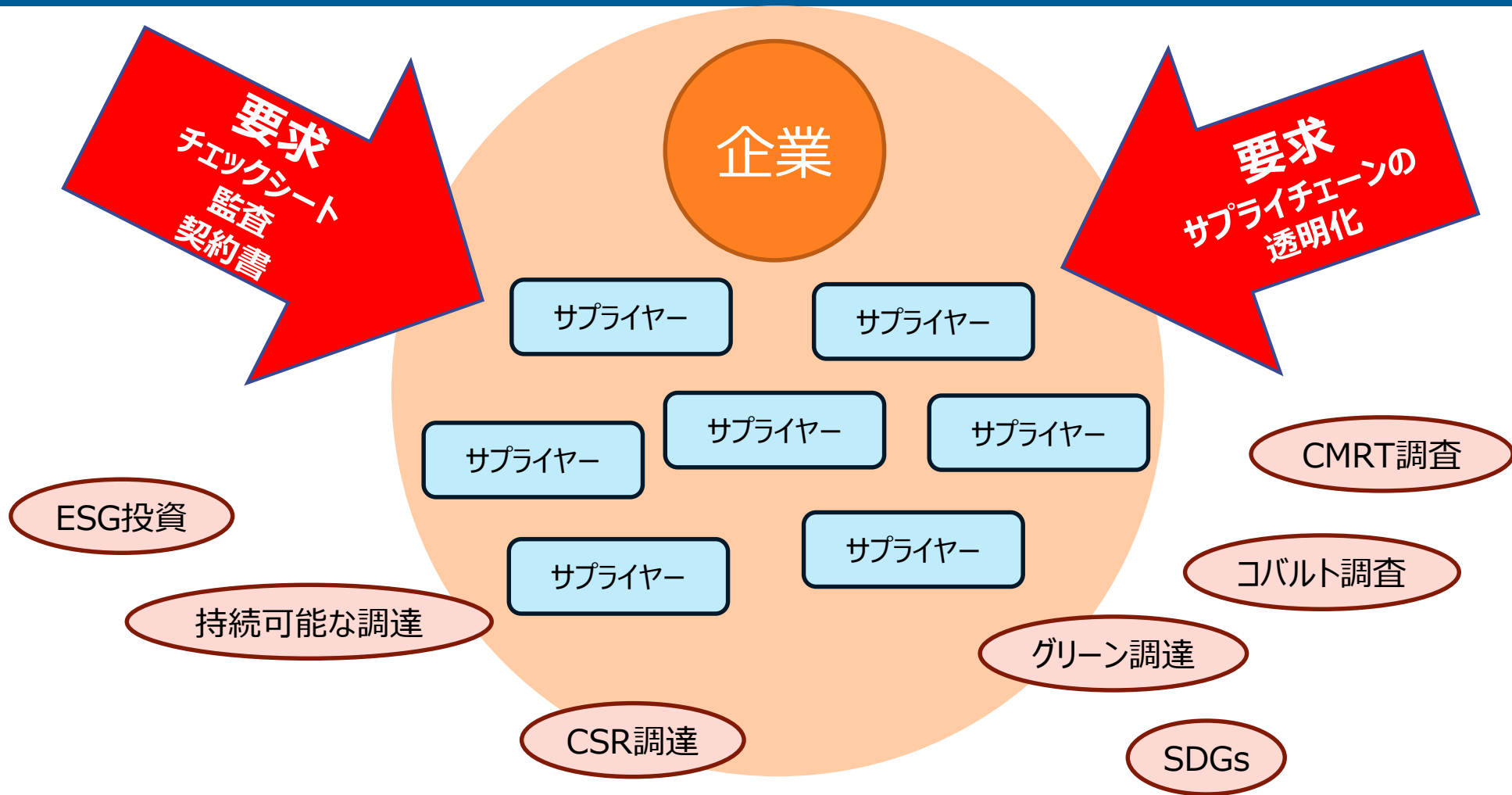
ダッカ近郊のビルが崩落した事故で死者は1,000人以上に上った。

ビル倒壊の責任の所在を巡る議論では、同国の衣料品を輸入する欧米企業がコスト削減を強制した結果、工場作業員は劣悪な環境での労働を強いられているとの批判を浴びた。

（出展）CNNニュース「バングラディッシュのビル倒壊事故、死者1000人超す」<https://www.cnn.co.jp/world/35031896.html>

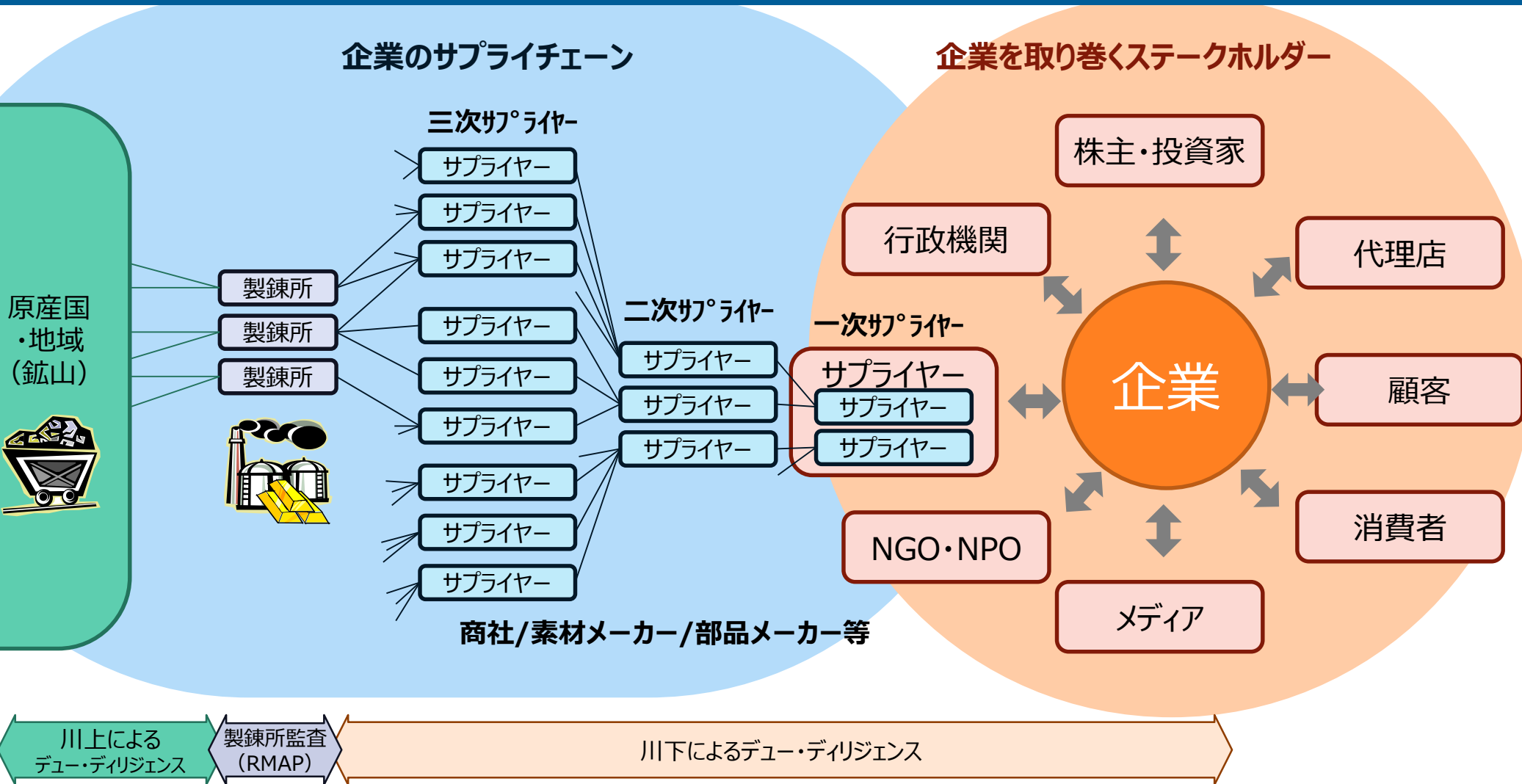
**企業のサプライチェーン上で起きた人権問題は企業価値を大きく毀損
自社だけではなく、原材料や部品などの調達先全体に責任を持つ必要がある**

ステークホルダー（顧客など）からの社会的な要請



法律以上の要求レベル（当該企業のみならず、紐付くサプライヤーを含めた要求）
契約書・同意書などでコミットの要求増

企業のサプライチェーンとステークホルダー



企業はステークホルダーからの要求により、サプライチェーンを透明化
問題が確認された時には是正していく

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- **紛争鉱物に関する欧米の規制**
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

紛争鉱物に関する欧米の規制

	アメリカ	EU
発行日	2010年7月 ドッド・フランク法 2012年8月 SEC規則	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業 (*）部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRC及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (CAHRA)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. 各国による事後確認
今後の動き	ドッド・フランク法廃止の動きがあるが、法案可決の見通しは立っていない。現時点でも法律は有効	紛争地域及び高リスク地域の定義に基づくハンドブック、責任ある製錬所リストを準備中

米国 ⇒ 紛争鉱物調査を実施（今後も続く）

EU ⇒ EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業が対象、
但し、EUは3年毎に規制を見直すため、今後川下企業も対象になる可能性がある

CSRリスクの拡大

「DRC及び周辺国の紛争リスク」→「OECD Annex IIリスク」へ

OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRA）からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 非政府武装集団 に対する直接的または間接的支援
2. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

【重要】2018年6月RMAP（旧CFSP）の監査プロトコルの変更
現行の認定製錬所リストも変化が起こりうる。

紛争地域および高リスク地域（CAHRA）とは？

■ CAHRAの定義について

OECDのDDガイダンス附属書IIにおけるConflict-Affected and High-Risk Area

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

今までは、DRC紛争に関与する鉱物(3TG)の調査に限定されていた
今後は、DRC紛争に限定されず幅広いリスク・地域・鉱物の調査に対象が拡大

(参考) リスク地域の例

CONFLICTS IN 2017
(NATIONAL AND INTERNATIONAL LEVEL)

DRCの紛争



WWの紛争

テロ支援国家

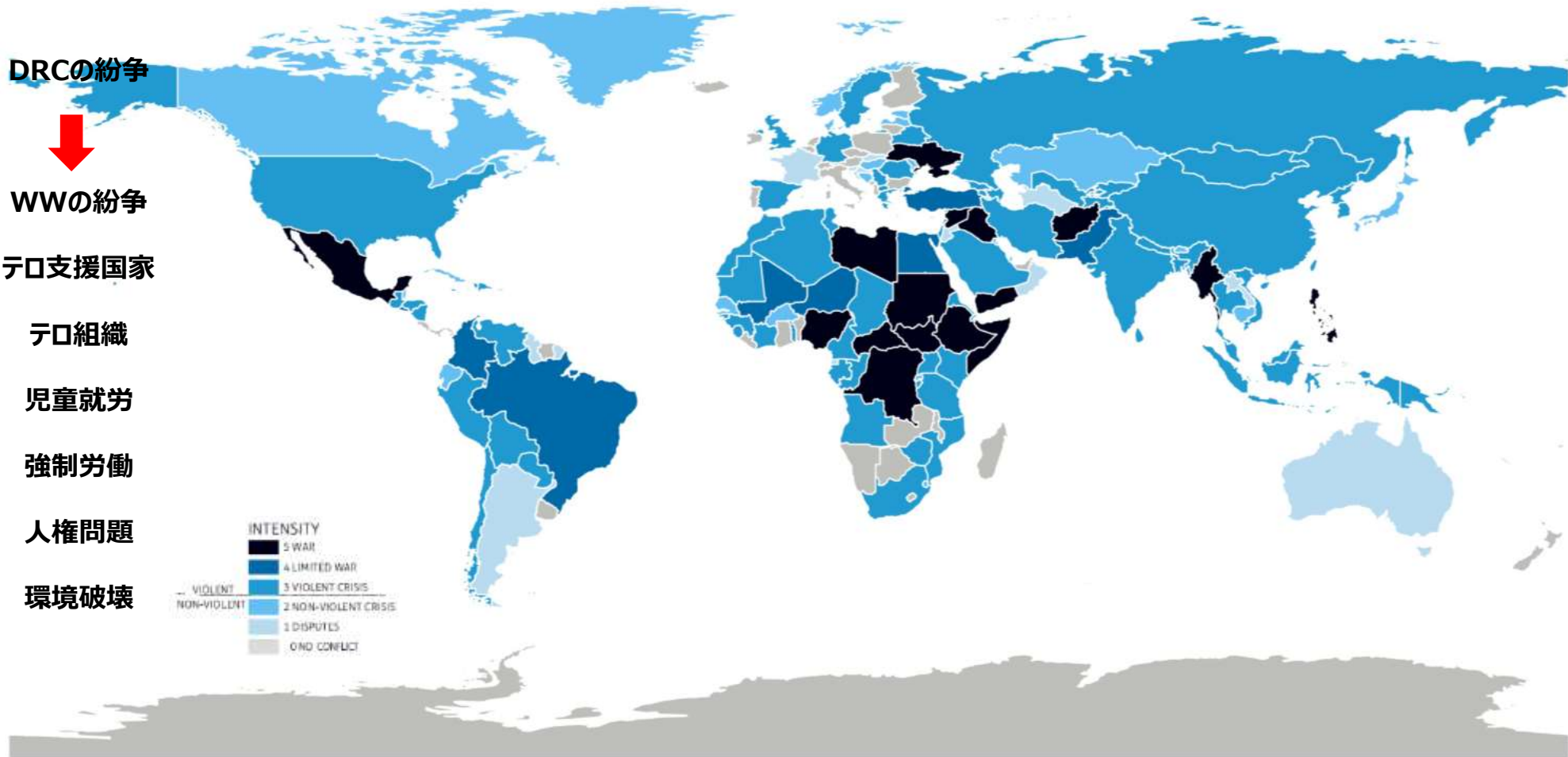
テロ組織

児童就労

強制労働

人権問題

環境破壊

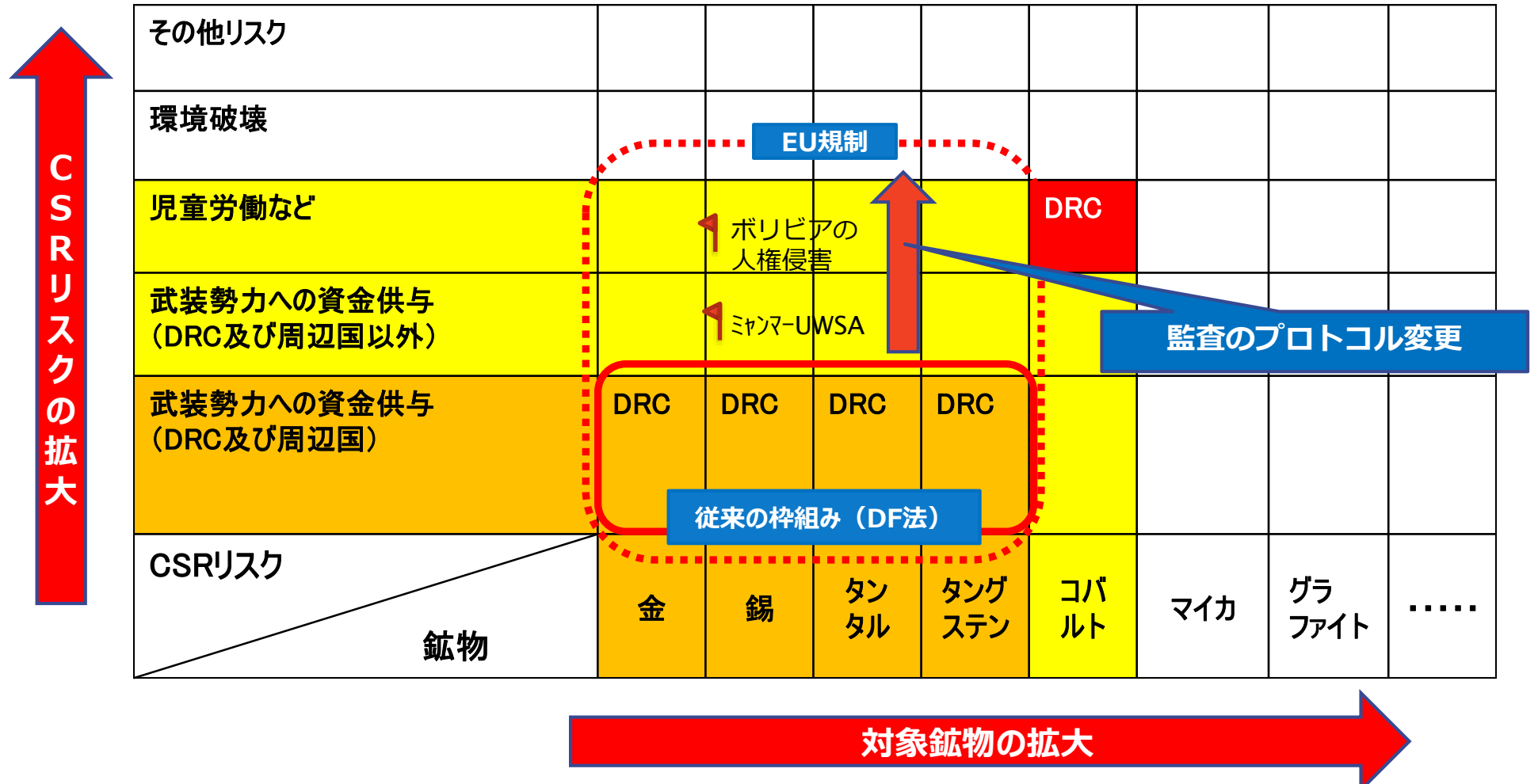


(出展) Heidelberg Conflict Barometer 2017
<https://hiik.de/conflict-barometer/current-version/?lang=en>

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

今後のトレンド（リスクの拡大イメージ）



『責任ある鉱物調達』としてCSR調達要求の拡大
DRC紛争以外の人権問題への関与もリスクとして、調査対象の拡大

今まで（紛争鉱物調査） ・ これから（責任ある鉱物調達）

3. 新たなリスク/鉱物への対応

- ・ CAHRA
- ・ OECD Annex II リスク
- ・ コバルト対応

これから

2. 紛争鉱物管理体制の確立

- ・ 対応方針の策定
- ・ デュー・ディリジェンス（DD）の実施
- ・ DDに基づく是正措置の実行

今まで

1. 使用する製錬所の明確化と報告

- ・ 自社製品に含まれる3TGの調査
- ・ 川上へのCMRTの展開
- ・ 川下への情報公開

調査を通じて、責任ある鉱物調達（紛争鉱物）対応を積み重ねてきた。これからは？

まとめ

- 米国ドッド・フランク法対応（紛争鉱物調査）は従来通り実施されます。
- 国際的なイニシアチブの名称がRMI（Responsible Minerals Initiative/旧CFSI）に変わりました。同時に、製錬所の監査プロトコルの名称もRMAP（Responsible Minerals Assurance Process/旧CFSP）に変わり、紛争以外のリスクも包含した監査基準になりました。
- CSRリスクが拡大しています。企業は今後もしっかりとデュー・ディリジェンス（サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正）に取り組む必要があります。

第二部 2018年版CMRTの書き方

1. CMRT2018年版での変更点と標準的製錬所の状況

2. CMRT記入要領

Declaration, Smelter List, Product List

3. RMIウェブサイトの活用方法

付録: 紛争鉱物調査関連の略語

1. CMRT2018年版での変更点

変更点

Rev.5.10 (2017/12 発行) → Rev.5.11 (2018/4/27 発行)

下記微修正以外、**変更なし**

- 組織変更に伴う用語、ロゴ修正 (CFSI→RMI、EICC→RBA等)
- 製錬所リストの見直し(最新への更新)
- 問B 備考へのハイパーリンク追加
- 問E 中国語訳の修正
- 一部自動入力されないCID(9社)の改善

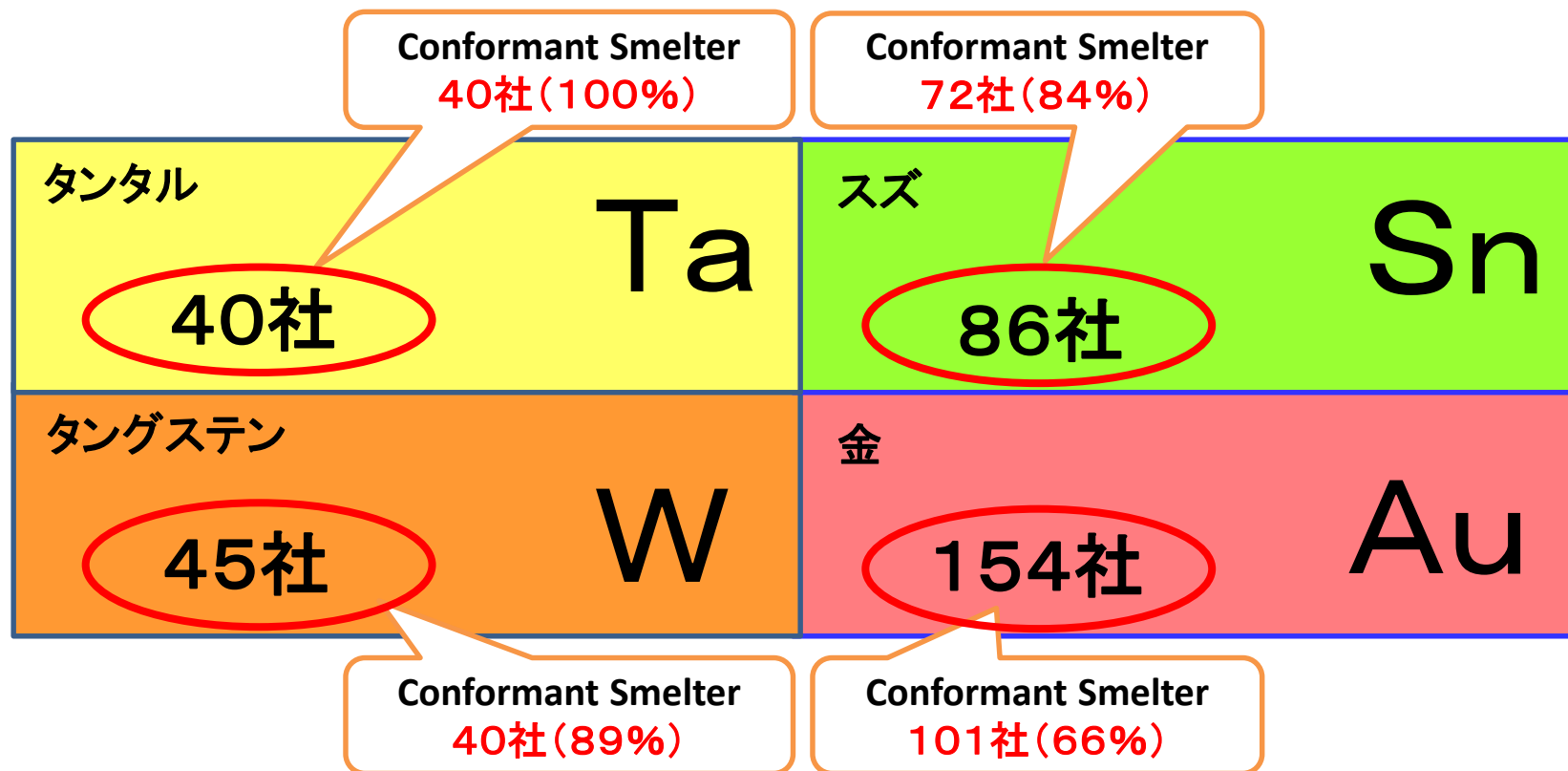


2017年と同じ要領で作成すれば良い

1. RMIによる標準的製錬所(SSN)の状況

SSN

2018/5/09時点でRMIがStandard Smelter Name (製錬所/精製所)と認識している数と認定取得状況。なお、世界中の製錬所/精製所をカバーしているものではない。



		Ta	Sn	W	Au
A	Standard Smelter Name (RMI認識済み製錬所/精製所)	40	86	45	154
B	Conformat Smelter (認証取得済み製錬所/精製所)	40	72	40	101
C	Active Smelter (監査準備/監査中の製錬所/精製所)	0	4	1	8
	(B+C)/A (%)	100%	88%	91%	71%

従来版と同じく、CMRTは次の8つのシートから成る
(Declaration Sheet D列3行で、言語選択可能)

- Revision : 改訂記録
- Instruction : 背景、記入要領の説明
- Definitions : 用語の定義
- Declaration : 会社情報、設問1～7、質問A～I <記入必須>
- Smelter List : 製錬所/精製所記入表 <記入必要な場合有#1>
- Checker : 記入不足などのチェック機能
- Product List : 対象となる製品リスト記入表 <記入必要な場合有#2>
- Smelter Look-up : 製錬所(業者) / 精製所(業者)リスト

#1 : Declaration設問2が“Yes”となる金属に関しては記入必須

#2 : 申告範囲(Declaration 10行目)が“B: Product”の場合は記入必須

Checkerシートで赤くなっている項目は、記入必須。

Smelter Look-upは、CMRT発行時の業者名/別名一覧表であり、最新版はRMIウェブサイトで確認可能。

記入に際しては、Instructionも参考にしてください。

<設問 1~7 を回答する際の留意点>

1) 製品自体や製造過程で、3TGが意図的に添加又は使用されていますか？

Yes : 3TGが、製品の仕様や機能上、又は生産プロセスで必要なため意図的に添加又は使用している場合は、含有量に関係なく「Yes」となる。

No : 3TGを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として混在したとしても、「No」となる。

製品の仕様や機能上必要とする例：

- ・金又はタングステン合金を使用した部品によって組み立てられた製品
- ・塗料又は合成樹脂の添加物として使用される錫
- ・ガラスのコーティング剤として使用されるスタナン(錫化合物)

生産プロセスで必要とする例：

- ・触媒として使用されるスタンニン(すなわち錫)
- ・フロートガラスの錫
- ・溶接棒として使用されるタンタル化合物等

調査対象外：

- ・生産設備は、完成品に残留しないため調査対象外。切削加工におけるタングステンカーバイトブレードや、ドリルビットは生産設備であり対象外。
- ・梱包材も、最終顧客が製品として使用しないため調査対象外。

2) 3TGは製品に残留していますか？

Yes : 3TGが、製品内に残留している場合。

No : 3TGが、製品内に残留していない場合。

製品の仕様や機能上に必要で添加した場合は、当然、製品内に残留するため、「Yes」となる。

また、生産プロセスで使用した触媒の錫、フロートガラスの錫、溶接棒のタンタルなどが、製品内に残留する場合は、「Yes」となる。

ご参考

調査対象サプライヤーの選定に関して

過去の調査で3TG非含有と判明していた部材(サプライヤー)については、基本、再調査は不要ですが、材料変更や対象品増加などのケースもありますので、再確認することを推奨します。

3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか？

Yes : DRC及び隣接国を原産地としている場合。

No : DRC及び隣接国を原産地としていない場合。

Unknown : DRC及び隣接国を原産地としているか不明な場合。

Smelter ListのO列: 鉱山の所在地(国)に、対象国名が記載されている場合などは、「Yes」となる。

DDの結果、100%リサイクル材であることが判明された場合は、「No」となる。

「Yes」と回答した場合は、備考欄に具体的に記入することが求められています。回収したCMRTのQ3が「Yes」で、備考欄に何も記載がない場合は、該当製錬所/精製所のCID番号や原産国などの記載を要求するようお願いします。

4) 3TG(貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの)は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？

- Yes :** 再生利用品又はスクラップ起源から100%調達されている場合。
No : 一部でも、天然資源(採鉱された資源)から調達されている場合。
Unknown : 一部でも、起源が不明の場合。

集計に必要なサプライヤーからのCMRTのQ4回答(該当鉱物毎)全てにおいて、「Yes」としている場合、貴社の回答も「Yes」となる。
1社でも「No」があれば、貴社の回答は「No」となる。

5) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？

調査すべきサプライヤーから回収した割合に従って、選択肢から選ぶ。

- 100%
- Greater than 90%
- Greater than 75%
- Greater than 50%
- 50% or less
- None

留意点: 100%に至っていない場合、調査を継続する必要がある。

6) 貴社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て特定しましたか？

Yes : サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。

No : サプライチェーン上、1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。

下記4項目を全て網羅している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ・貴社が調査対象とする全ての会社からCMRTを回収している
(=自社の設問5)の回答が“100%”となる)
 - ・回収した全てのCMRTの設問5)の回答が“100%”と回答している
 - ・回収した全てのCMRTの設問6)の回答が“Yes”と回答している
 - ・回収した全てのCMRTの設問7)の回答が“Yes”と回答している
- なお、DDの結果で、製錬業者が全て特定された場合もあり得る。

また、「No」回答(=全ての製錬業者を特定できていない)の場合、顧客から「Yes」化への推進、及びその期限提示を求められるケースがあります。

7) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？

Yes : 受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。

No : 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。

通常は、「Yes」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告できない場合は、「No」となります。

<質問 A ~ I を回答する際の留意点>

A. 紛争鉱物の調達方針を確定しましたか？

Yes : 貴社が紛争鉱物の調達方針を確定した場合。

No : 貴社が紛争鉱物の調達方針を確定していない場合。

B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか？

(回答が「はい」の場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する)

Yes : 公開しているホームページに紛争鉱物に関する方針を掲載している場合。

No : ホームページが無いが、又は掲載していない場合。

方針の記載例:

「弊社はコンゴ及び周辺国での紛争において武装勢力の資金源となる恐れのある紛争鉱物を使用しないことを方針としています」など。

C. 一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか？

Yes: 取組み方針、調査依頼文書、依頼メールなどに、本趣旨を記述している場合。

No: 一次サプライヤーに、何も要求(明示)していない場合。

留意点:

DRCコンフリクトフリーとは、「DRC又はその隣接国(=対象国)の武装グループに直接又は間接的に、資金提供又は利益供与する鉱物を含まない製品」と定義されています。

対象国から3TGを調達しないことを求めるものではありません。

D. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデューデリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？

Yes : 取組み方針、調査依頼文書、依頼メールなどに、RMI又はその他の独立第三者の監査プログラムにより検証された製錬所/精製所から調達することを要求している場合。

No : 直接(一次)サプライヤーに、何も要求(明示)していない場合。

独立第三者監査プログラムには、下記等があります。

- ・責任あるジュエリー協議会 (RJC)
- ・ロンドン貴金属市場協会 (LBMA)

RMAP (Responsible Minerals Assurance Process) Conformantでない(=RMI等による認定プロセスに適合していない)製錬所/精製所が記載されている場合、サプライチェーンを通して、当該製錬所/精製所にその旨を伝え、RMAPに適合するよう働きかけることをお勧めします。

なお、顧客によっては、「当該製錬所/精製所をRMAP Conformant にさせる事」や、「当該製錬所/精製所を外す事」を要求してくる場合があります。

E. コンフリクトフリーな鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？

Yes : 下記に示す例のようなデューデリジェンス(DD)対策を実施している場合。

No : DD対策を実施していない場合。

Yesの事例:

- ・サプライヤーから回収したCMRTから、リスクを明確にして評価している。
⇒例えば、回収率、スメルターリストの精度等でランク付けする等。
- ・認識されたリスクに対応する戦略を立案し実行している。
⇒例えば、A～Hの設問への回答状況から、アクションルールを決め実行する。
- ・武装勢力との関連が判明した場合には、その対応を予め文書などでサプライヤーと確認し、合意している。

F. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を行っていますか？

Yes (IPC-1755): サプライヤーに、CMRTを使用して調査依頼している場合。

Yes (other format): サプライヤーに、CMRT以外の様式を用いて調査依頼している場合。(この場合は、備考欄にコメント記入要)

No : サプライヤーから紛争鉱物DD情報を収集していない場合。

G. サプライヤーからのデューデリジェンス情報を、貴社の期待を 基に検証していますか？

Yes : サプライヤーから受領したDD情報を検証するプロセスがある場合。

No : サプライヤーから受領したDD情報を検証していない場合。

検証プロセスの例:

- ・サプライヤーから受領したCMRT情報の正確性、及び完全性を検証する。
- ・サプライヤーが紛争鉱物に対する方針を有しているか否かや、設問C~Hの回答内容から、取組み方を検証する。
- ・各製錬業者のコンフリクトフリーに関するリスクを評価する。

ポイント:

サプライヤーからの回答を受け取ったままにせず、中身を検証することが肝要です。もし、リスクがあると考えた場合、サプライチェーンを通じてそれを確認したり、自社でWeb等を用いて調査することが検証になります。

H. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？

Yes : 下記に示すような是正措置管理プロセスが有る場合。

No : 是正措置管理プロセスがない場合。

是正措置管理の例

- ・サプライヤーが紛争鉱物に関する方針を定めていない場合は、そのサプライヤーに対して、方針を定めたり、コンフリクトフリーな紛争鉱物プログラムに参加するように要請する。
- ・設問Gにより定めた検証基準による評価の結果、評点が低かったサプライヤーにその評価項目の改善を求める。

I. 貴社は、SECに紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？

Yes : SEC(米国証券取引所)に上場している場合。

No : SECに非上場の場合。

Product List 記入方法

申告範囲が“**B: Product**”の場合、対象となる製品リストの**記載必須**

製造者の製品番号 (**必須**): 該当製品のメーカー品目番号を記載
製造者の製品名: 必要に応じ、品目説明を記入
備考: 必要に応じ、記載

製造者の製品番号(*)	製造者の製品名	備考

Smelter Listにおける製錬所情報の名寄せ、DDは重要

CMRTに記載する製錬所情報の名寄せ、DD不足の影響

- ・顧客からの信頼低下を招く(取り組み姿勢、リスクなど)
- ・誤情報拡散によりサプライチェーン全体のDD工数を増大させる
- ・誤情報がコンフリクトフリー達成への障害の原因となる



製錬所情報の名寄せ、DDとは

- ・複数のCMRTを集計した際に発生する重複情報を集約
- ・非SSN (Smelter not listed) 場合、SSNリストとの照合や、Webなどを用いた会社情報の確認などのDD実施
- ・明らかに製錬所ではない情報の取り除き (例えば、商社など)
- ・受領したCMRTの名寄せが不十分な場合は、再提出を要請する

なお、CMRTが確実に製錬所/精製所まで届くよう要求することが肝要。

Smelter List 記入方法

初めに、エクセルなどを用いた**重複削除**、非SSNの場合の**Webサイト等による製錬所情報のDD**を行って下さい。

①CID番号が**既知**の場合、**A列にCID番号**を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。**A列にCID番号をコピー&ペースト**することをお勧めします。

開始するには

オプションA: 製錬業者識別番号が分かる場合は、その番号をA列に入力してください(B列、C列、E列、F列、G列、H列、J列、およびK列は自動入力されます)。D列はグレー表示されます。

オプションB: 金属と製錬業者検索名の組み合わせが分かる場合は、以下のステップを行ってください。

ステップ1. B列で金属を選択

ステップ2. C列のドロップダウンメニューで製錬業者名を選択(組み合わせが間違っている場合は赤色で表示)

オプションC: 金属と製錬業者名の組み合わせが分かる場合は、以下のステップを行ってください。

ステップ1. B列で金属を選択

ステップ2. Smelter Look-Up (製錬所検索)ドロップダウンで[Smelter Not Listed (製錬業者が表に含まれていない)]を選択し、D列とE列を記入します

ステップ3. 入手可能なすべての製錬業者情報をH列～R列に記入します

必須項目は(*)で表示。

(1) Smelter Look-up (製錬所検索)が「Smelter Not Listed (製錬業者が表に含まれていない)」である場合に必要とされる入力情報

注: オプションA、B、Cの組み合わせを使用して、「Smelter List (製錬業者リスト)」を入力することができます。自動入力されたセルは変更しないでください。製錬業者検索タブのエラーはすべて、info@conflictreesmelter.orgを使用してCFSIに報告してください。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
製錬業者識別番号の入力列	金属(*)	Smelter Look-Up (製錬所検索) (*)	製錬所名 (1)	製錬業者所在地: 国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元	製錬業者所在地: 番地	製錬業者所在地: 市	製錬施設所在地: 州/県
CID000113	Gold	Aurubis AG		GERMANY	CID000113	RMI		Hamburg	Hamburg
CID001898	Tin	Thaisarco		THAILAND	CID001898	RMI		Amphur Muang	Phuket

本内容は、Smelter List Sheet上段の「開始するには」に記載されています。

Smelter List 記入方法

②CID番号が不明の場合、B列で鉱物を選び、C列で該当製錬所/精製所名称を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー&ペーストで貼り付けることも可能ですが、C列の記載内容が、Smelter Look-up sheet内のSmelter Look-up列の内容と完全一致しない場合は、SSN(CID番号がある)であっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

また、C列に選択肢がない(SSNでない)場合は、B列で鉱物を選んだ上、C列では「Smelter not listed」を選び、D列に製錬所/精製所名称、E列に同所在国名を記載下さい。ここまでは必須です。また、H列～P列も、可能な限り入力して下さい。

③特定できていない製錬所がある場合は、B列で鉱物を選び、C列は「Smelter not yet identified」を選んで下さい。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
製錬業者 識別番号 の入力列	金属 (*)	Smelter Look-Up (製錬所検索) (*)	製錬所名 (1)	製錬業者所在地: 国(*)	製錬業者 識別番号	製錬業者 識別番号の 発行元	製錬業者 所在地: 番地	製錬業者 所在地: 市	製錬施設 所在地: 州/県
CID000015	Gold	Advanced Chemical Company		UNITED STATES OF AMERICA	CID000015	RMI		Warwick	Rhode Island
	Tin	Smelter not listed	ABCDEF	JAPAN		Enter smelter details	WXYZ	Sapporo	Hokkaido
	Tin	Smelter not yet identified		Unknown					

◆ RMI Home Page

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

◆ 下記等の情報を得ることが可能(2018/5/09時点)

①CMRT最新版

②SSN (Standard Smelter Name)一覧とその変更履歴

a. SSNを一括でダウンロード

b. SSNの変更履歴

c. SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smelters
のみをダウンロード

③RMAP監査状況を表す単語の意味

◆ 日本語の選択も可能

①CMRT最新版のダウンロード方法

トップページの上段タブ「CMRT」を押し、下記画面を表示させる。



初回のみ「Terms & Conditions」を読み、同意した後、最下段の「I Accept」を押し。



「Download CMRT」を押し。



②SSN一覧と変更履歴

②-a. SSNを一括でダウンロード

CMRTタブを押した後、
右下にある「Export - Smelter Reference List」を押す。

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | **CMRT** | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Members

Conflict Minerals Reporting Template

The Conflict Minerals Reporting Template is a free, standardized reporting template developed by the Responsible Minerals Initiative that facilitates the transfer of information through the supply chain regarding mineral country of origin and smelters and refiners being utilized. The template also facilitates the identification of new smelters and refiners to potentially undergo an audit via the RMI's Responsible Minerals Assurance Process.

cmrt

MRPRO

Training and Resources

Export - Smelter Reference List

Standard Smelter Listが表示されるので「Download Data」を押す。

SSNの最新一覧が表示されますが、ConformantかActiveか等の状況は明記されていません。


Exports

Export - All Active Smelters

Export - All Conformant Smelters

Grievance Mechanism

Standard Smelter List

 [Download Data](#)

METAL	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Gold	8853 S.p.A.	8853 S.p.A.	ITALY	CID002763	Pero	Lombardia
Gold	Abington Reldan Metals, LLC	Abington Reldan Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	CID002708	Fairless Hills	Pennsylvania

②-b. SSNの変更履歴

Standard Smelter Listの下に、Revisions Historyが表示されるので、その「Download Data」を押す。

Standard Smelter List

METAL	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Gold	8853 S.p.A.	8853 S.p.A.	ITALY	CID002763	Pero	Lombardia
Gold	Abington Reldan Metals, LLC	Abington Reldan Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	CID002708	Fairless Hills	Pennsylvania

⋮

Revisions History

METAL	SMELTER ID	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	BASIS FOR REVISION	DETAILS	REVISION DATE
Gold	CID000019	Aida Chemical Industries Co., Ltd.	JAPAN	Name correction	Typographical	4/30/2015
Gold	CID000028	Aktyubinsk Copper Company TOO	KAZAKHSTAN	Location correction	Corrected country from Russia to Kazakhstan	4/30/2015
Gold	CID000028	Aktyubinsk Copper Company TOO	KAZAKHSTAN	Removed	Evidence obtained by CFSI indicates company does not meet the CFSI definition of a smelter or refiner	3/23/2016

変更(削除、修正等)があったSmelterについて、変更理由や変更日が表示されますが、新規にSSNの掲載された日は明記されていません。

②-c SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smelters のみをダウンロード

Conformant : 「Export - All Conformant Smelters」を押した後、
「Download Data」を押す。

Active : 「Export - All Active Smelters」を押した後、
「Download Data」を押す。

Exports

- Activeリスト → Export - All Active Smelters
- Conformantリスト → Export - All Conformant Smelters

Grievance Mechanism

Download Data

STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Abington Reldan Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	CID002708	Fairless Hills	Pennsylvania
Advanced Chemical Company	UNITED STATES OF AMERICA	CID000015	Warwick	Rhode Island

④RMAP(Responsible Minerals Assurance Process)状況を表す単語

サイト: www.responsiblemineralsinitiative.org/members/database-field-definitions/

Audit Status に、下記記載あり

Status	Description	説明
Conformant	audited and found conformant with the relevant RMAP standard	RMAP適合製錬所/精製所
Active	engaged in the program but not yet conformant	RMAP監査中or監査を受けることを約束している製錬所/精製所
In communication	not yet active but in communication with RMAP and/or member company	RMAP監査に向けてのコミュニケーションを始めている製錬所/精製所
Outreach Required	outreach needed by RMI member companies to contact entity and encourage their participation in RMAP audit	In communication以前の状態であり、RMAP監査参加を促す必要がある製錬所/精製所
Non-conformant	audited but found not conformant with the relevant RMAP standard	RMAP不適合製錬所/精製所
Not applicable	not eligible for the RMAP	RMAP監査対象外(製錬所/精製所ではない)

4. 紛争鉱物調査関連の略語

略語	カテゴリー	英語表記	日本語表記
3TG	調査関連	Tantalum, Tin, Tungsten, Gold	タンタル、錫、タングステン、金
CAHRA	地域	Conflict-Affected and High-Risk Area	紛争が起こっている高リスクの地域
CCCMC	組織	China Chamber of Commerce for Importers & Exporters for Minerals, Metals & Chemicals	中国五鉱物工業輸出入商会
CFS	調査関連	Conflict Free Smelter (⇒RMAP Conformant Smelters & Refiners)	紛争フリー準拠製錬所 (RMAP適合製錬所/精製所へ)
CFSI	組織	Conflict-Free Sourcing Initiative (⇒RMI)	EICCおよびGeSIのメンバーにより設立された紛争鉱物問題に取り組む組織(RMIへ)
CFSP	調査関連	Conflict-Free Smelter Program (⇒RMAP)	紛争フリー製錬所プログラム (RMAPへ)
CI	組織	Cobalt Institute	コバルト インシテチチュート (CDIから改称)
CMRT	調査関連	Conflict Minerals Reporting Template	cfsi発行の紛争鉱物調査帳票
DD	調査関連	Due Diligence	デューデリジェンス (法律を守る為の取組姿勢とその報告)
DFA	法律	Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act	ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法
DRC	国名	Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国
EICC	組織	Electronic Industry Citizenship Coalition (⇒RBA)	電子業界CSRアライアンス (RBAへ)
GeSI	組織	Global e-Sustainability Initiative	グローバル・eサステナビリティ・イニシアティブ
IPC	組織	Association Connecting Electronics Industries	エレクトロニクス産業をつなぐ協会
iTSCi	組織	IRTI Tin Supply Chain Initiative	ITRI が管理しているTiのサプライチェーン組織
ITU	組織	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
LBMA	組織	London Bullion Market Association	ロンドン貴金属市場協会
LME	組織	The London Metal Exchange	ロンドン金属取引所
OECD	組織	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OFAC	組織	Office of Foreign Assets Control	米国財務省外国資産管理室
RBA	組織	Responsible Business Alliance	責任ある企業同盟 (2017/10にEICCから改称)
RCI	組織	Responsible Cobalt Initiative	責任あるコバルトイニシアチブ
RCOI	調査関連	Reasonable Country of Origin Inquiry	合理的な原産国問合せ
RJC	組織	The Responsible Jewellery Council	責任あるジュエリー協議会
RMAP	調査関連	Responsible Minerals Assurance Process	責任ある鉱物監査プロセス
RMI	組織	Responsible Minerals Initiative	責任ある鉱物イニシアチブ (2017/10にCFSIとRRMIが統合)
RMRT	調査関連	Raw Materials Reporting Template	RMI発行のコバルト等調査帳票
RRA	調査関連	Risk Readiness Assessment	リスク準備査定
RRMI	組織	Responsible Raw Materials Initiative (⇒RMI)	責任ある原料イニシアチブ (EICCとCFSIによる3TG以外に取り組む組織)(RMIへ)
SDGs	その他	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEC	組織	U.S. Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
SOR	調査関連	Smelter or Refiner	製錬所もしくは精製所
SSN	調査関連	Standard Smelter Name	標準製錬所

黄色表示は、旧組織や旧用語

第三部 コバルト調査に関して(CRTの書き方)

本資料に関する注意事項

本資料は、RMI(旧CFSI)発行の CRT (Cobalt Reporting Template) 帳票の調査背景と書き方を示したものですが、JEITAの「責任ある鉱物調達検討会」において、わかる範囲で纏めたものであり、CRT記載にあたっては、原文を確認し、個社の判断で実施ください。

本CRTの各設問では、逐一コバルトと限定していない設問もありますが、現CRTでは、全てコバルトに限定した設問であるをご認識ください。

目次

1. コバルトサプライチェーン調査の背景と
CRT(コバルト調査帳票)を用いた調査概要
2. CRT記入要領
Declaration, Product List,
Cobalt Smelterの定義, Smelter List
RMIウェブサイトの活用方法

1. コバルトサプライチェーン調査の背景

米国DF法のような法律・規制はないが、コバルトの人力採掘における安全でない労働環境や児童労働に対する懸念が浮上したことが発端。

RMIのWEB上に以下のような説明があります。

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/emerging-risks/cobalt/>

コンゴ民主共和国(DRC)は、世界最大のコバルト生産国であり、全世界埋蔵量の50%以上を保有している。コバルトは、電気自動車、携帯電話、ノートパソコンに不可欠なリチウムイオン電池に使用されており、コバルト需要は今後数年で大幅に増加すると予想されている。

コバルトは、機械及び人力により採掘されるが、最近の報告では、安全でない労働環境や児童労働に対する懸念が浮上している。

2017年初め、RMI(旧CFSI)メンバーは、「コバルトの責任ある調達、特に、DRCのコバルト採掘における児童労働事例に関連するリスク」に焦点を当てたワーキンググループを設立。そこを通し、各企業は、コバルトサプライチェーンの「透明性」を高めると共に、サプライチェーン関係者と協力してコバルトの責任ある調達を推進している。

1. CRTを用いた調査概要

RMIは、コバルトサプライチェーンにおける要所(製錬所)の特定やデューデリジェンス情報収集のため、パイロット版 CRT (Cobalt Reporting Template) を作成。

試験運用の目的は、利用者数把握、CRT向上のための情報収集。関心ある企業は、各社独自のプログラムに従い、コバルトサプライチェーン内で利用可能。

- ・パイロットフェーズ: 2018/3/1～2018/8/31
- ・フィードバック受付期間: 2018年9月～10月
- ・コバルト帳票継続要否決定: 2018年12月まで
- ・報告対象期間: 2017年1月～2017年12月を推奨
- ・帳票に付随するツール:
 - ウェブページ(試験運用の説明、アンケートのリンク、適宜修正予定のFAQ(Frequently Asked Questions))
 - コバルト製錬所リスト
 - CRT帳票集計ツールの提供なし

1. CRTを用いた調査概要 (CMRTとCRTの比較)

項目	CMRT	CRT
背景(法律)	米国DFA1502条	規制遵守要件なし 人権問題等への世界的関心の高まり (DRC Co鉱山での非安全性・児童労働への懸念)
被規制者	米国上場企業	NA
調査対象	3TG (W, Ta, Sn, Au)	コバルト (Co)
対象地域	DRC及び周辺9ヶ国	CAHRA (紛争地域および高リスク地域)
リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ガイダンス付属書II (P8参照)
2018年版	Rev.5.11	Rev.1.0 (パイロット版) 利用者数把握等の情報収集
罰則規定	記載なし	NA
フェーズ	本格使用	パイロット(アンケート的)

2. CRT記入要領 (概略)

CRT (Cobalt Reporting Template) は次の8つのシートから成る
(Pilot版は、英語と中国語のみ選択可能)

日本語には対応していません

- Revision : 改訂記録
- Instruction : 背景、記入要領の説明
- Definitions : 用語の定義
- Declaration : 会社情報、設問1～6、質問A～I <記入必須>
- Smelter List : 製錬所記入表 <記入必要な場合有^{#1}>
- Checker : 記入不足などのチェック機能
- Product List : 対象となる製品リスト記入表 <記入必要な場合有^{#2}>
- Smelter Look-up : 製錬所(業者)リスト

#1 : Declaration設問1が“Yes”となる場合は記入必須

#2 : 申告範囲(Declaration 9行目)が“C: Product Level”の場合は記入必須

(注)CRTでは、CMRTと異なり、申告範囲の選択肢「B」と「C」が入れ替わっているが、入力要否判定のハイライトが修正されておらず、「B」を選ぶと10行目が記入不要の黒反転に、「C」を選ぶと記入を要求する黄色になる。「B」の場合、黒反転を気にせず10行目にScope内容を記載し、「C」の場合は、そこに「See Product List」などと記載すれば良い。

Checkerシートで赤くなっている項目は、記入必須。
Smelter Look-upは、CRT発行時の業者名/別名一覧表。

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

1) Is any of the cobalt intentionally added or used in the product(s) or in the production process?

1) 製品自体や製造過程で、コバルトが意図的に添加又は使用されていますか？

Yes : コバルトが、製品の仕様や機能上、又は生産プロセスで必要なため意図的に添加又は使用している場合は、含有量に関係なく「Yes」となる。

No : コバルトを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として混在したとしても、「No」となる。

Unknown : 意図的な添加、使用が不明な場合は、「Unknown」とする。

1. 収集したCRTの回答に1つでも「Yes」があれば、貴社の回答は「Yes」になる。
2. 収集したCRTの回答が全て「No」であれば、貴社の回答は「No」になる。
3. 上記以外の場合、貴社の回答は「Unknown」になる。

設問1の回答が「Yes」になる場合は、以降の設問(2～6, A～I)への回答が必須になる。

2. CRT記入要領 (Declaration 1~6)

2) Do any of the smelters in your supply chain source these mineral from a Conflict-Affected and High-Risk area?
(OECD Due Diligence Guidance, see definitions tab)

2) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、紛争地域および高リスク地域(CAHRA)を原産地としていますか？
(OECD DDガイダンス、Definitionsシート参照)

CAHRAについては、次ページ参照

Yes : CAHRAを原産地としている場合。(Comments欄に具体的に記入)

No : CAHRAを原産地としていない場合。

Unknown : CAHRAを原産地としているか不明な場合。

(Instructionsに、「Unknownの選択も許容可能な応答」と記載あり)

DRC or adjoining countries only : DRC及び周辺国のみを原産地としている場合。

収集したCRT回答が多岐に亘る場合、右表を参考に、コメント欄も活用して自社回答を作成下さい。

DRC+9 : DRC or adjoining countries only

収集したCRT回答				自社CRT回答	
Yes	No	Unknown	DRC+9	Answer	Comments
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		Yes	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			Yes	
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		Yes	
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		Unknown	
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	DRC+9	
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	DRC+9	including Unknown
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	DRC+9	including Unknown

2. CRT記入要領 (CAHRAの定義)

CAHRA (紛争地域および高リスク地域) の定義:

OECDのDDガイダンス付属書Ⅱにおける **C**onflict-**A**ffected and **H**igh-**R**isk **A**rea

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

地域の特定に役立つよう、OECDやEUにおいて、CAHRAハンドブックを準備中。

実際にどこの地域が該当するのかは、個社判断となる。

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

3) Does 100 percent of the cobalt originate from recycled or scrap sources?

3) コバルトは、全て、再生利用品又はスクラップを起源としていますか？

- Yes :** 再生利用品又はスクラップ起源から100%調達されている場合。
No : 一部でも、天然資源(採鉱された資源)から調達されている場合。
Unknown : 再生利用品又はスクラップ起源からの100%調達か不明の場合。

収集したCRTの回答全てにおいて、「Yes」としてなっている場合、貴社の回答も「Yes」となる。
1社でも「No」があれば、貴社の回答は「No」となる。

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

4) What percentage of relevant suppliers have provided a response to your supply chain survey?

4) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？

調査すべきサプライヤーから回収した割合に従って、選択肢から選ぶ。

- | | |
|--------------------|----------|
| - 100% | - 100% |
| - Greater than 90% | - 90% 超 |
| - Greater than 75% | - 75% 超 |
| - Greater than 50% | - 50% 超 |
| - 50% or less | - 50% 以下 |
| - None | - なし |

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

5) Have you identified all of the smelters supplying the raw material(s) to your supply chain?

5) 貴社のサプライチェーンに原材料を供給する製錬業者を全て特定しましたか？

Yes : サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。

No : サプライチェーン上の1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。

Unknown: サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定したかどうか不明な場合。

下記4項目を全て網羅している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ・貴社が調査対象とする全ての会社からCRTを回収している

(=**自社の設問4**)の回答が“100%”となる)

- ・回収した全てのCRTの**設問4**)の回答が“100%”と回答している

- ・回収した全てのCRTの**設問5**)の回答が“Yes”と回答している

- ・回収した全てのCRTの**設問6**)の回答が“Yes”と回答している

なお、DDの結果で、製錬業者が全て特定された場合もある。

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

6) Has all applicable smelter information received by your company been reported in this declaration?

6) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？

Yes : 受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。

No : 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。

Unknown: 不明な場合。(この選択肢を選ぶことはない筈)

通常は、「Yes」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告できない場合は、「No」となります。

2. CRT記入要領 (Declaration A~I)

A. Have you established a publicly available cobalt sourcing policy?

A. 公に利用可能なコバルト調達方針を確立しましたか？

Yes : 確立している場合。

No : 確立していない場合。

B. Does your policy cover, at a minimum, all risks in the OECD Due Diligence Guidance Annex II Model Policy, as well as all forms for child labor?

B. 貴社方針は、最低限、OECDデューデリジェンスガイダンス付属書Ⅱの全てのリスク、及び全ての形態の児童労働をカバーしていますか？

Yes : カバーしている場合。

No : カバーしていない場合。

「**全て**の形態の児童労働」は、次期CRT改訂版では、「**最悪**の形態の児童労働」に修正されると、FAQに掲載あり。

2. CRT記入要領 (Declaration A～I)

C. Have you implemented due diligence measures for the raw materials in the declaration scope indicated above?

C. 上記の申告範囲にある原材料について、デューデリジェンス対策を実施していますか？

Yes : 対策を実施している場合。

No : 対策を実施していない場合。

D. Do you require suppliers to exercise due diligence over the cobalt supply chain in accordance with the OECD Due Diligence Guidance?

D. 貴社は、サプライヤーに対し、OECDデューデリジェンスガイドンスに従って、コバルトサプライチェーンに対するデューデリジェンスを実施することを要求していますか？

Yes : 実施を要求している場合。

No : 実施を要求していない場合。

2. CRT記入要領 (Declaration A～I)

E. Do you require your direct suppliers to source cobalt from smelters whose due diligence practices have been validated by an independent third party audit program?

E. 貴社は、直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデューデリジェンス業務が認証された製錬業者からコバルトを調達することを要求していますか？

Yes : 認証された製錬業者からの調達を要求している場合。

No : 認証された製錬業者からの調達を要求していない場合。

Yes, when a third-party audit is available :

第三者監査が可能になった時に要求する場合。

2. CRT記入要領 (Declaration A～I)

F. Do you require smelters' due diligence practices to cover, at a minimum, all risks in the OECD Due Diligence Guidance Annex II Model Policy, as well as all forms of child labor?

F. 貴社は、製錬所のデューデリジェンスが、最低限、全てのOECDデューデリジェンスガイダンス付属書Ⅱリスク、及び全ての形態の児童労働をカバーすることを要求していますか？

Yes : サプライヤーに要求している場合。

No : サプライヤーに要求していない場合。

「**全ての**形態の児童労働」は、次期CRT改訂版では、
「**最悪**の形態の児童労働」に修正されると、FAQに掲載あり。

2. CRT記入要領 (Declaration A~I)

G. Does your company conduct raw material supply chain survey(s) of your relevant supplier(s)?

G. 貴社は、関連するサプライヤーの原料サプライチェーン調査を実施していますか？

Yes : 調査を実施している場合。

Yes, Using Other Format (Describe) :

他のフォーマットで実施している場合。

No : 調査を実施していない場合。

2. CRT記入要領 (Declaration A~I)

H. Do you review due diligence information received from your suppliers against your company's expectations?

H. 貴社は、サプライヤーから受け取ったデューデリジェンス情報を貴社の期待と照らし合わせて検証していますか？

Yes : 検証している場合。

No : 検証していない場合。

I. Does your review process include corrective action management?

I. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？

Yes : 是正措置管理が含まれている場合。

No : 是正措置管理が含まれていない場合。

2. CRT記入要領 (Product List)

Product List 記入方法

申告範囲が“C: Product”の場合、対象となる製品リストの記載必須

製造者の製品番号(必須): 該当製品のメーカー品目番号を記載
製造者の製品名: 必要に応じ、品目説明を記入
備考: 必要に応じ、記載

Manufacturer's Product Number (*)	Manufacturer's Product Name	Comments

製造者の製品番号(*)	製造者の製品名	備考

2. CRT記入要領 (Smelter 定義)

RMIによるCobalt (Co) Smelter の定義 (CRTのDefinitionsは不適正)

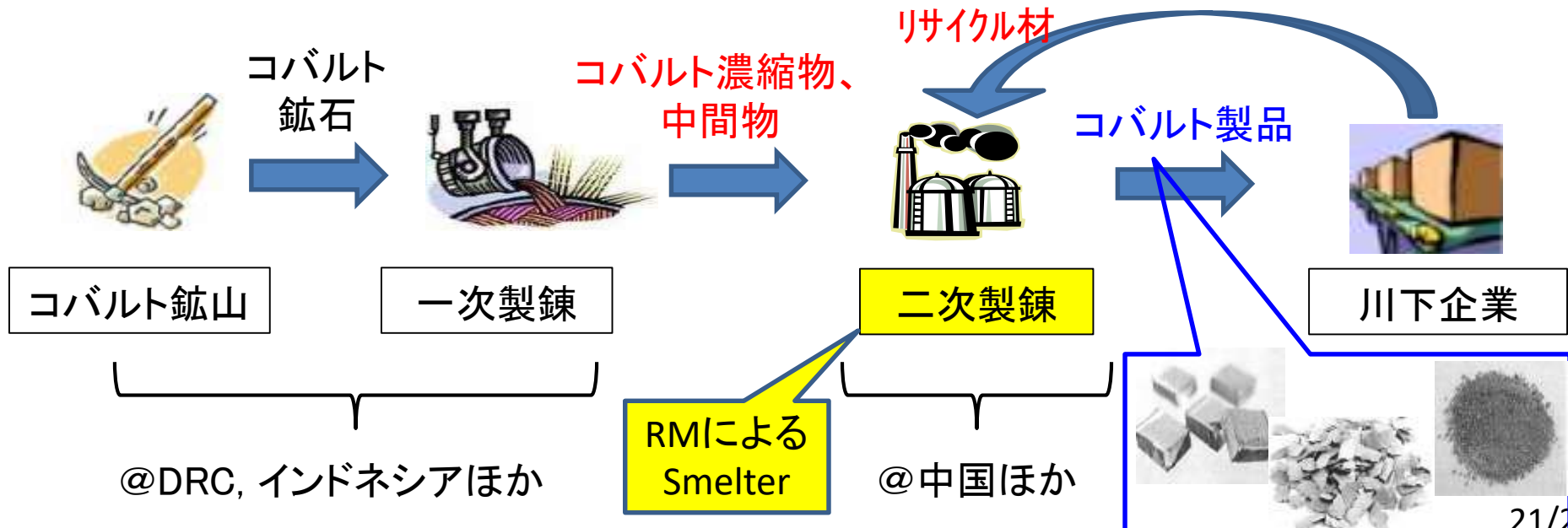
コバルト製錬所とは、**Co濃縮物**、**中間物**又は**リサイクル材**を加工し、川下製造プロセスで直接使用される**コバルト製品**を製造する企業。

コバルト中間物の例： 精製が不十分な水酸化物・炭酸塩・金属

リサイクル材の例： 工業スクラップまたは消費財スクラップ

コバルト製品の例： 電気Co、硫酸Co、Coブリケット、Co粉等

(「製錬所」及び「精錬所」という用語は、コバルトでは互換的に使われている)



2. CRT記入要領 (Smelter List)

Smelter List 記入方法

初めに、エクセルなどを用いた**重複削除**、非SSNの場合の**Webサイト等による製錬所情報のDD**を行って下さい。

①CID番号が**既知**の場合、**A列にCID番号**を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。**A列にCID番号をコピー&ペースト**することをお勧めします。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
Smelter Identification Number Input Column 製錬業者識別番号の入力例	Metal (*) 金属	Smelter Look-up (*) Smelter Look-up 製錬所検索	Smelter Name (1) 製錬所名(1)	Smelter Country (*) 製錬業者所在地:国	Smelter Identification 製錬業者識別番号	Source of Smelter Identification Number 製錬業者識別番号の発行元	Smelter Street 製錬業者所在地:番地	Smelter City 製錬業者所在地:市	Smelter Facility Location: State / Province 製錬業者所在地:州/県
CID003226	Cobalt	Freeport Kokkola		FINLAND	CID003226	RMI		Kokkola	Central Ostrobothnia

本内容は、Smelter List Sheet上段の「TO BEGIN (開始するには)」に記載されています。

2. CRT記入要領 (Smelter List)

Smelter List 記入方法

②CID番号が不明の場合、B列で「Cobalt」を選び、C列で該当製錬所名称を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー&ペーストすることも可能ですが、C列の記載内容に不備がある場合は、SSNであっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

また、C列に選択肢がない(SSNでない)場合は、B列で「Cobalt」を選んだ上、C列では「Smelter not listed」を選び、D列に製錬所名称、E列に同所在国名を記載下さい。ここまでは必須です。また、H列～P列も、可能な限り入力して下さい。

③特定できていない製錬所がある場合は、B列で「Cobalt」を選び、C列は「Smelter not yet identified」を選んで下さい。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
Smelter Identification Number Input Column 製錬業者識別番号の入力例	Metal (*) 金属	Smelter Look-up (*) Smelter Look-up 製錬所検索	Smelter Name (1) 製錬所名 (1)	Smelter Country (*) 製錬業者所在地:国	Smelter Identification 製錬業者識別番号	Source of Smelter Identification Number 製錬業者識別番号の発行元	Smelter Street 製錬業者所在地:番地	Smelter City 製錬業者所在地:市	Smelter Facility Location: State / Province 製錬業者所在地:州/県
	Cobalt	Freeport Kokkola		FINLAND	CID003226	RMI	0	Kokkola	Central Ostrobothnia
	Cobalt	Smelter not listed				Enter smelter details			
	Cobalt	Smelter not yet identified							

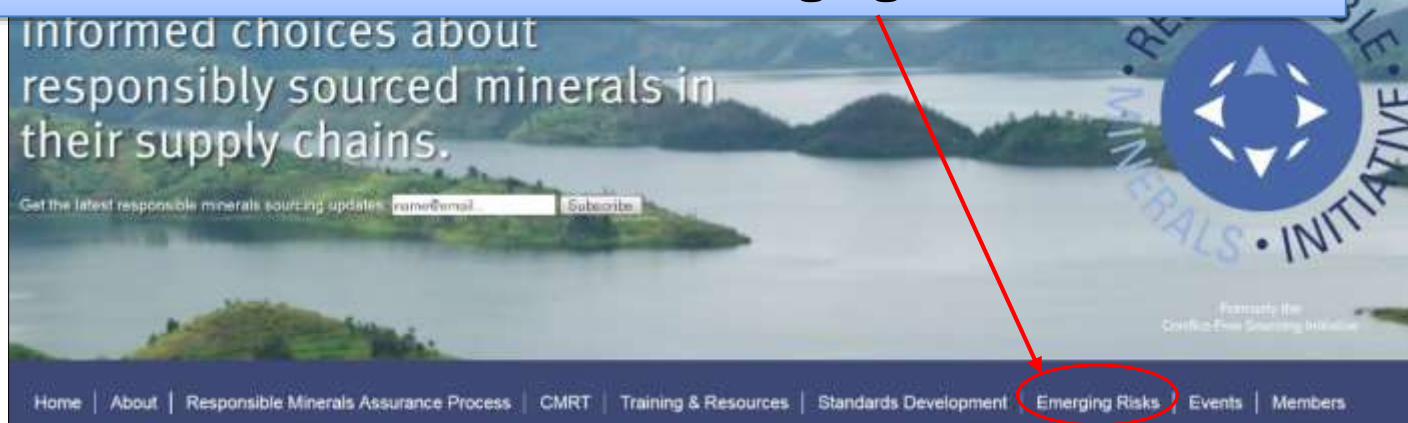
3. RMI ウェブサイトの活用方法 (CRT & FAQ)

RMI Home Page: <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

① CRTダウンロード方法及びFAQ (Frequently Asked Questions) 記載場所

トップページの上段タブ「Emerging Risks」を押す。

(2018/5/09時点)



表示された頁の右にある「Cobalt Reporting Template」を押す。

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | CMRT | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Members

Overview

Mining is an intensive process involving potential social and environmental risks that, if not properly managed, can cause lasting negative impacts. A growing body of research suggests that these risks may be significant and associated with a variety of metals and minerals that extend beyond tin, tungsten, tantalum and gold.

Governments, non-governmental organizations (NGOs), investors, customers and other industry stakeholders are increasing their expectations on private sector responsibility to drive responsible behavior deep in the supply chains.

emerging risks

Cobalt Due Diligence

Cobalt Reporting Template

Indonesia Tin Working Group

Risk Readiness Assessment (RRA)

次のページに続く

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (CRT & FAQ)

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | CMRT | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Members

Cobalt Reporting Template

RMI has launched a pilot Cobalt Reporting Template (CRT) for the identification of cobalt points and collection of due diligence information from March 2018 to 31 August 2018 and onwards. The objectives of piloting the Cobalt reporting template are to:

- Understand its use/uptake in the supply chain
- Gain insight, collect, and analyze information the CRT provides (e.g., list of cobalt refiners, data on cobalt supply chains, current cobalt risk management practices)
- Identify opportunities to further improve upon the CRT's content, format, etc.

Download the Cobalt Reporting Template Here

Download CRT

FOR A LIST OF CURRENTLY IDENTIFIED COBALT REFINERS

The cobalt refiner disposition process to review and add additional name of a refiner that is not currently on the Standard Smelt Information Questionnaire (CHI | KOR also available). Submit to hamster@responsiblebusiness.org.

Cobalt Reporting Template (CRT)

English

This template is part of a pilot project, which runs from 1 March 2018 - 31 August 2018.

Revision 1.5
March 1, 2018
[link to Terms & Conditions](#)

The purpose of this document is to collect sourcing information on specified raw materials used in products, specifically cobalt.

Mandatory fields are noted with an asterisk (*). Consult the instructions tab for guidance on how to answer each question.

Company Information	
Company Name (*)	
Declaration Scope or Class (*)	
Description of Scope	

⋮ ※下にスクロール

FAQ

Frequently Asked Questions

- **What is the Cobalt Reporting Template (CRT)?**
 - The Cobalt Reporting Template (CRT) is a free, standardized reporting template created by the Responsible Business Alliance® (RBA®). The CRT facilitates the exchange of information through the supply chain regarding mineral

但し、FAQは、
適宜、更新される見込み

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (Co Smelter List)

②-1 コバルト製錬所リストのダウンロード方法

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | CMRT | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Members

Cobalt Reporting Template

RMI has launched a pilot Cobalt Reporting Template (CRT) for the identification of choke points and collection of due diligence information in the cobalt supply chain. The pilot phase will run from 1 March 2018 to 31 August

emerging risks

supply chains, current cobalt risk management practices)

- Identify opportunities to further improve upon the CRT's content, format, etc.

DOWNLOAD THE COBALT REPORTING TEMPLATE HERE

Download CRT

FOR A LIST OF CURRENTLY IDENTIFIED COBALT REFINERS, **CLICK HERE.**

The cobalt refiner disposition process to review and add additional cobalt refiners is ongoing. To submit the

Export - All Confirmed Smelters

Grievance Mechanism

Download Data

METAL ▲	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Cobalt	Freeport Kokkola	Freeport Kokkola	FINLAND	CID003226	Kokkola	Central Ostrobothnia
Cobalt	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	CHINA	CID003227	Ganzhou	Jiangxi

前述のCRT帳票をダウンロードする頁の「Download CRT」ボタン右下にある「**HERE**」を押す。

頁の右にある「**Download Data**」を押す。

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (Co Smelter List)

②-2 コバルト製錬所リスト

Metal	Smelter_Reference	Standard_Smelter_Name	Country_Location	Smelter_ID	Smelter_City	Smelter_State_Province
Cobalt	Freeport Kokkola	Freeport Kokkola	FINLAND	CID003226	Kokkola	Central Ostrobothnia
Cobalt	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	CHINA	CID003227	Ganzhou	Jiangxi
Cobalt	Gem (Jiangsu) Cobalt Industry Co., Ltd.	Gem (Jiangsu) Cobalt Industry Co., Ltd.	CHINA	CID003209	Taixing	Jiangsu
Cobalt	Guangxi Yinyi Advanced Material Co., Ltd.	Guangxi Yinyi Advanced Material Co., Ltd.	CHINA	CID003213	Yulin	Guangxi
Cobalt	Hunan Brunp Recycling Technology Co., Ltd.	Hunan Brunp Recycling Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003219	Changsha	Hunan
Cobalt	Jiangsu KLK Cobalt Nickel Metal Co., Ltd.	Gem (Jiangsu) Cobalt Industry Co., Ltd.	CHINA	CID003209	Taixing	Jiangsu
Cobalt	Jiangsu Xiongfeng Technology Co., Ltd.	Jiangsu Xiongfeng Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003293		
Cobalt	SungEel HiMetal Co., Ltd.	SungEel HiMetal Co., Ltd.	KOREA, REPUBLIC OF	CID003338	Gunsan-si	Jeollabuk-do
Cobalt	Umicore Olen	Umicore Olen	BELGIUM	CID003228	Olen	Antwerp
Cobalt	Zhuhai Kelixin Metal Materials Co., Ltd.	Zhuhai Kelixin Metal Materials Co., Ltd.	CHINA	CID003211		

コバルト製錬所は現在9社(随時更新予定)

Smelter Reference(通称)は異なるが、実際には同じStandard Smelter Name(正式名)のところが1つある(CID003209)ため、**実質的には9社**がリストアップされている。

ただし、RMIでは更に10社程度の製錬所を特定中。